地域旅客運送サービス継続事業とは

参考資料　国土交通省

背景　地方部を中心に、鉄軌道や路線バス等の廃止に至る事例が増えている中、地域の関係者が一体となって、廃止後の代替サービスを確保することが必要。

概要　地域公共交通の維持が困難と見込まれた場合、地方公共団体による公募により、新たなサービス提供者を選定し、地域における旅客運送サービスの継続を図る事業。

事業スキーム

地方公共団体が、鉄軌道・路線バス等の維持が困難な状況を把握（事業者等からの相談・情報提供等）

↓

地方公共団体が、既存の事業者を含めた関係者と協議し、地域公共交通計画へ地域旅客運送サービス継続事業を位置付け

↓

多様な選択肢を検討の上、実施方針を策定し、公募により新たなサービス提供事業者等を選定

↓

地方公共団体が、サービス提供事業者と連携して、地域旅客運送サービス継続実施計画を作成、国土交通大臣の認定を受けた場合、法律上の特例措置（事業許可等のみなし特例等）

事業の実施イメージ（一例）

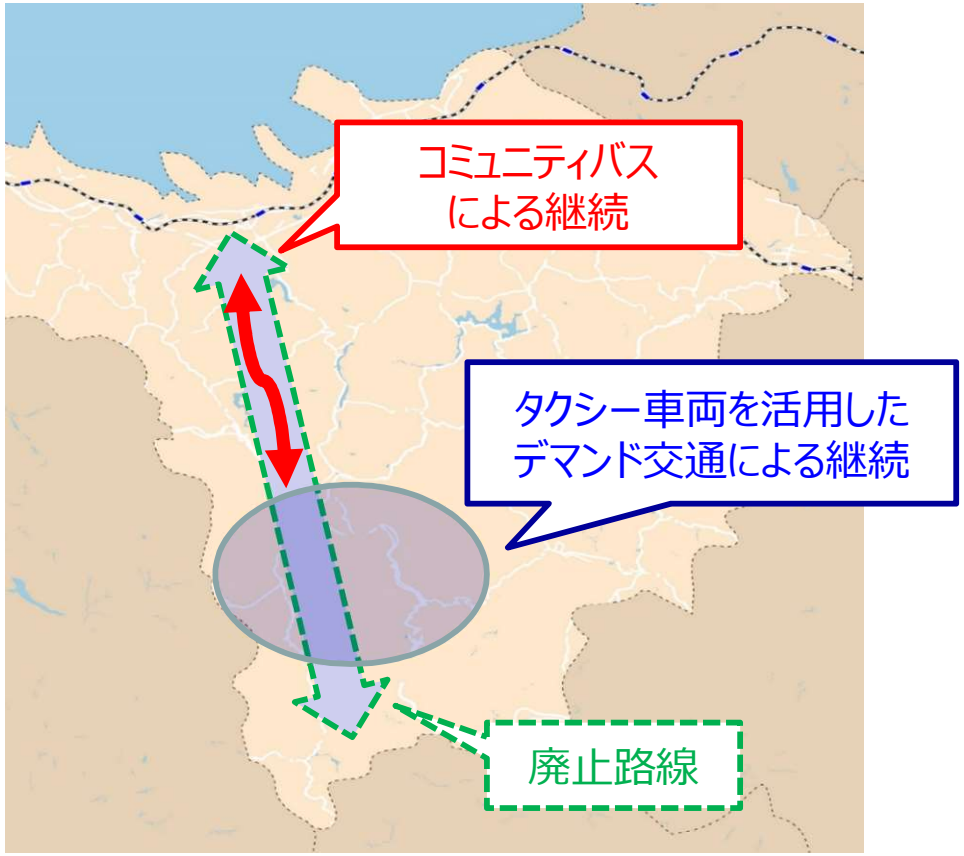

実施方針・継続実施計画の記載事項等

国土交通省

実施方針の記載事項

① 実施区域
② 事業を実施する路線等において現に実施されている特定旅客運送事業の状況
③ ②の路線等において地域旅客運送サービスの維持を図るために引き続き実施する運送（継続旅客運送）に係る運送機関の種類、態様その他の内容
④ 継続旅客運送を実施する者の条件
⑤ 地方公共団体による支援の内容
⑥ 実施予定期間
⑦ 公募の期間
⑧ 継続旅客運送を実施する者の選定の方法
⑨ その他必要な事項

【実施方針におけるメニュー例】
・乗合バス事業者など他の交通事業者による継続（区域の縮小・路線の変更含む）
・デマンド交通（タクシー車両による乗合輸送（区域運行））による継続
・自家用有償旅客運送による継続
・コミュニティバスによる継続
・タクシー（乗用事業）による継続
※必要に応じて、上記のメニューに、福祉輸送、スクールバス、病院や商業施設等への送迎サービス等を組合せ

継続実施計画の記載事項

① 実施区域
② 事業の内容・実施主体
③ 地方公共団体による支援の内容
④ 実施予定期間
⑤ 事業実施に必要な資金の額・調達方法
⑥ 事業の効果
⑦ 地域公共交通計画に継続事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
⑧ その他継続事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

その他留意点

◆実施区域や事業の内容、地方公共団体による支援の内容等の実施方針と記載が重複する事項については、継続実施計画本体に実施方針を添付し、当該事項の記載箇所を明示することで、計画本体における記載として代えることも可能です。

◆継続実施計画の認定に当たって必要な基準
・基本方針に照らして適切なものであること
・事業を確実に遂行するため適切なものであること
・個別事業法の許可基準に適合すること